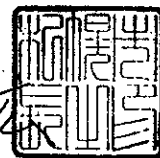


札幌市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年2月26日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第 5 号

札幌市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則

札幌市立幼保連携型認定こども園園則（平成27年規則第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「4月6日」を「4月8日」に改める。
- (2) 第7条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。